今後のリユースのあり方に関する検討方針について(案)

1.検討の背景・目的

第四次環境基本計画にて、循環型社会形成に関連した重点的取組事項の1つに「2Rを重視したライフスタイルの変革」が記載されており、リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取組を促進していくことが求められている。

本研究会において、今後の使用済製品等のリユースのあり方について、関係各者の意見等を踏まえながら、検討を進める。

2 . 第三次循環型社会形成推進基本計画(案)におけるリユースの位置づけ

現在、見直しの議論が行われている、第三次循環型社会形成推進基本計画において、リユースについて以下のように位置付けられている。

第 76 回循環型社会計画部会 (11 月 7 日開催)の資料をもとに整理。内容については、同部会にて今後見直し・検討が進められる予定。

第三次循環型社会形成推進基本計画(案)(第76回循環型社会計画部会資料)

第1章 現状と課題

第1節 現状

循環基本法における優先順位がリサイクルよりも高い2R(リデュース・リユース)の取組が遅れているほか、廃棄物等から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えず、それらを的確に把握する指標も十分に整備されていない。

第2節 取り組むべき課題

リサイクルに先立って、2R(リデュース・リユース)を可能な限り推進することを基本とされなければならない。

製品の製造段階を含めて、生活やビジネスなど社会経済のあらゆる場面において、2Rの取組を促進する余地がないかを改めて検討し、可能な限り2Rを社会システムに制度として組み込んでいくことが求められる。

生活全体においてリデュース、リユースを推し進めていく必要がある。

国民の間にもリユース品を積極的に生活に取り入れていこうという動きが広がっていることを 踏まえ、健全なリユース市場の構築し、拡大していくことが課題である。

事業者においても、長寿命化や省資源化など、2Rを目標とした製品づくりやサービスの提供が求められる。

第2章 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

第1節 自然の循環と経済社会の循環が調和する社会

自然の恩恵と脅威に対して謙虚さを保ち、一度自然界から取り出した枯渇性資源は、製品寿命の長期化やリユース、リサイクルにより、有用な「社会ストック」として経済社会でできるだけ長く有効活用される。

第2節 3R型ライフスタイルの構築

「足るを知る」意識が浸透し、リデュースが進み、リユース製品が定着するようになる。 生活用品や衣類をはじめとしたあらゆる物がリユース市場を通じて、次なる所有者に引き継が れていく。

リユース商品は、人手と時代を経たことが新しい価値を生み、リユースできない衣服なども仕立て直され、新たな役割を与えられる。

第3節 資源効率性の高い社会経済システムの構築

環境配慮設計の考え方に基づき、家電を始めとするあらゆる製品で省資源化が進むとともに、

廃棄物等となった場合の適正な再使用や再生利用、処分が簡単に行える設計が行われる。 省エネ性能とのバランスも取りつつ、長期間の使用が可能なようにデザインされた長寿命(ロングライフ)を意識した製品が増える。

第4節 第4節 安全・安心の実現

リサイクル製品等の安全・安心に関わる基準が設定・遵守され、適正なリサイクルが行われる。

第4章 各主体の連携とそれぞれに期待される役割

第2節 各主体の役割

地方公共団体は(中略) 地域内の廃棄物処理事業者、リユース・リサイクル事業者の指導・育成(中略)などの取組により、地域における循環型社会の構築が進展し、環境への負荷が削減されることになる。

国民は(中略) レンタル・リース・中古品の積極的活用(中略)などの取組を積み重ねていくことで、環境負荷が削減されることになる。

製造事業者は(中略)原料素材の表示や解体しやすい設計を行うことで、効率的にリユース・ リサイクルを行うことが可能となる。

第5章 国の取組

第1節 取組の基本的な方向

2Rの取組がより進む社会経済システムを構築するための取組を進める。

廃棄物・リサイクル関係の各個別法の運用・見直しにあたっては、各個別間の連携も考慮しつつ、2R(リデュース・リユース)の推進、有用資源の回収、安全・安心の確保など、本計画において定めた基本的方針に沿って、総合的かつ計画的に行う。

第2節 国内における取組

社会経済システムとして 2 R を推進すべく、国民・事業者が行う具体的な 2 R の取組を制度的に位置づけることを検討する。

リユースを主要な循環産業の一つとして位置づけ、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう、盗品販売など事業者の不適正行為防止のための法性遵守体制(コンプライアンス)の徹底はもとより、リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備を推進する。

経済活動に適合し、2R にビジネスベースで取り組む象徴的な事例を創出・定着させることを 目的に、社会実験として、事業者等による先進的取組を支援する。

太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関連する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正処理を円滑に進めるための検討を行う。

リユースや長期使用は一般的には望ましいが、家電製品等については近年エネルギー消費効率が大きく高まっており、場合によってはリユースや長期使用がエネルギー消費の拡大につながることを踏まえ、リユースや長期使用による各種環境負荷の低減のバランスを取って効果的に実現されるよう、その参考となる指標の策定を検討する。

リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質の確保に向けた取組を促進する。

3. 本研究会での議論

循環型社会推進基本計画におけるリユースの位置づけを踏まえて、使用済製品等のリユース促進のためにどのような取組みを進めるべきか、中長期的なリユースのあり方について、本研究会で議論・検討を進めていきたい。

例えば、以下のような観点で、自由にご意見をいただきたい。

取り組むべき課題として挙げられているものは十分か。(第1章第2節)

3R型ライフスタイルの構築におけるリユースの在り方について。(第2章第2節)

各主体・国の取組みについて、具体的にはどのようなことを進めるべきか。(第5章第1節、第2節)

(以上)